

1 安全の基本的な方針と安全目標

2009年安全報告書 阪急電鉄株式会社

鉄道事業法の改正により、2006年10月に新たな安全管理体制を構築し、すでに4期目に入りました。様々な施策を展開して着実に一步一步、目標の達成に向け推進しており、安全最優先の意識や風通しのよい社風の醸成等、安全に完成形はないと捉え、PDCAサイクルを機能させて、新たな安全計画を遂行しています。

1-1 安全の基本的な方針

1 安全スローガン

安全の基本的な方針や安全目標を効果的に達成するため、従業員一人ひとりの意志を明確に表現できるように安全スローガンを設けています。このスローガンは、運輸安全マネジメント開始前から、全社一丸となって取り組んでおり、引き続き、今年度も心を一つにして取り組んでまいります。

「すべてはお客様のために すべては安全のために」

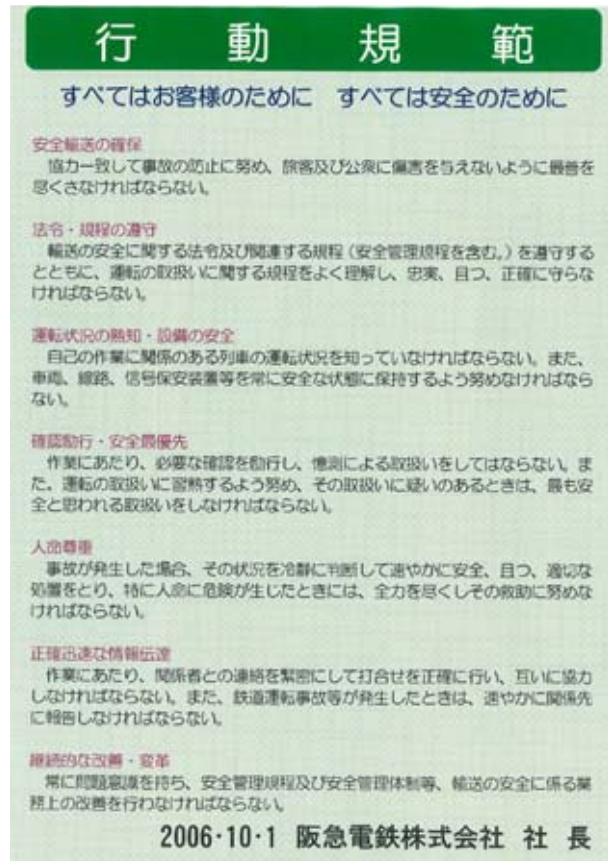
2 輸送の安全の確保に係る行動規範

安全管理規程第3条に定めた安全に関する基本方針は、輸送の安全の確保に係る行動規範として、いつでもどこでも確認できるように、各職場には掲示用、個人には携帯用を配布しています。

携帯版



掲示用



行 動	規 範
安全輸送の確保 協力一貫して事故の防止に努め、旅客及び公衆に被害を与えないように最善を尽くさなければならない。	あるときは、最も安全と思われる取扱いをしなければならない。
法令・規程の遵守 輸送の安全に関する法令及び関連する規程（安全管理規程を含む。）を遵守するとともに、運転の取扱いに関する規程をよく理解し、忠実、自づつ、正確に守らなければならない。	人命尊重 事故が発生した場合、その状況を冷静に判断して速やかに安全、且つ、適切な処置をとり、特に人命に危険が生じたときには、全力を尽くしその救助に努めなければならない。
運転状況の熟知・設備の安全 自己の作業に関係のある列車の運転状況を知っていなければならない。また、車場、線路、信号保安装置等を常に安全な状態に保持するよう努めなければならない。	正確迅速な情報伝達 作業にあたり、関係者との連絡を緊密にして打合せを正確に行い、互いに協力しなければならない。また、鉄道運転事故等が発生したときは、速やかに関係先に報告しなければならない。
確認励行・安全最優先 作業にあたり、必要な確認を励行し、推測による取扱いをしてはならない。また、運転の取扱いに習熟するよう努め、その取扱いに疑いの	継続的な改善・変革 常に問題意識を持ち、安全管理規程及び安全管理体制等、輸送の安全に係る業務上の改善を行わなければならない。

社 長

2006・10・1 阪急電鉄株式会社 社 長

1-2 安全目標

1 2009 年度 安全目標

『有責事故ゼロ』の継続

1978年1月20日に十三駅4号線ホームにおいて発生した扉引きずり死亡事故から11,484日(7月1日現在)が経過しました。

この事故は、扉操作における安全確認が不十分にも関わらず出発し、扉に挟まれたお客様を引きずり転倒させた後、軌道内に転落させ、お亡くなりなるとい痛ましい事故でした。関係する方々に対しまして、多くの悲しみを与えたことを、決して風化させてはならないと徹底を図っています。

その後、約30年間、有責事故(当社に過失があり、お客様が死傷した鉄道運転事故報告規則で定める鉄道運転事故)は発生しておりませんが、2008年度は、甲陽線において列車脱線事故やインシデントが発生しており、危機感を持って確実な安全運行に努めてまいります。

そのため我々は、この大きな目標を途絶えさせないためにも、今年度も『有責事故ゼロ』の継続を安全目標に掲げ、事故の防止に全力で取り組みます。



安全考学室展示パネル

2 2009 年度 安全方針

2009年度は2007年度に策定した6年に及ぶ中期経営計画の3年目であり、また、安全目標の達成のため、引き続き「社会に信頼される安全・高品質なサービスの提供」を安全方針に掲げ、《1》～《3》の3項に対して、それぞれ詳細な計画を策定して実施してまいります。

「社会に信頼される安全・高品質なサービスの提供」

～ 「安心・快適」阪急電鉄 ～

- 1 安全意識の高揚・安全対策
- 2 安全性向上対策
- 3 本部門グループ会社と一体となった人材育成・技術伝承